明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律（一）　二
○平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（二）

〔政　令〕
○平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（二六）　三

〔省　令〕
○揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業六八）　四

〔告　示〕
○揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第十四条の五ただし書の規定に基づき区域及び期間を定める件（経済産業四五）　四
○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件（経済産業・環境二）　四
○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件（環境一六）　五

本号で公布された法令のあらまし

◇地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律

（法律第一号）（内閣府本府）

1　地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等の措置の有効期限を平成二八年三月三一日まで延長することとした。（附則第二項関係）

2　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

（法律第二号）（総務省）

1　選挙期日等に関する事項

㈠　指定市町村（地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（以下「統一地方選特例法」という。）第一条第一項に規定する選挙の期日においては平成二三年東北地方太平洋沖地震の影響のため選挙を適正に行うことが困難と認められる市町村として総務大臣が指定する市町村をいう。）及び指定県（指定市町村の区域を包括する県をいう。）のうち、平成二三年三月一日から同年六月一〇日までの間にその議会の議員又は長の任期が満了することとなるものの議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、公職選挙法第三三条第一項及び統一地方選特例法第一条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して二月を超え六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「特例選挙期日」という。）とした。（第一条第一項関係）

㈡　指定市町村及び指定県のうち、統一地方選特例法第一条第四項の規定により同条第一項に規定する選挙の期日において選挙を行うこととされるものの当該選挙の期日は、公職選挙法第三三条第二項又は第三四条第一項及び統一地方選特例法第一条第四項の規定にかかわらず、特例選挙期日とした。（第一条第二項関係）

㈢　㈠又は㈡の適用を受ける指定市町村又は指定県の議会の議員又は長について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が3の㈠から㈤までに掲げる日の前五日までに生じたときは、当該選挙の期日は、公職選挙法第三三条第二項又は第三四条第一項及び統一地方選特例法第一条第三項又は第四項の規定にかかわらず、特例選挙期日とした。（第一条第三項関係）

㈣　㈠による指定をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示しなければならないこととした。（第一条第四項関係）

㈤　㈠による指定に当たっては、総務大臣は、あらかじめ当該県の選挙管理委員会の意見を聴かなければならないこととした。（第一条第五項関係）

㈥　㈤により当該県の選挙管理委員会が総務大臣に意見を述べる場合には、あらかじめ当該市町村の選挙管理委員会の意見を聴くこととした。（第一条第六項関係）

2　任期の特例に関する事項

この法律の施行の日から平成二三年六月一〇日までの間に任期が満了することとなる指定市町村又は指定県の議会の議員又は長の任期は、地方自治法第九三条第一項又は第一四〇条第一項の規定にかかわらず、特例選挙期日の前日までの期間とした。（第二条関係）

3　告示の期日に関する事項

1により行われる選挙の期日を告示する日をそれぞれ次のとおりとした。（第三条関係）

㈠　県知事の選挙にあっては、特例選挙期日前一七日に当たる日

㈡　指定都市の長の選挙にあっては、特例選挙期日前一四日に当たる日

㈢　県及び指定都市の議会の議員の選挙にあっては、特例選挙期日前九日に当たる日

㈣　指定都市以外の市の議会の議員及び長の選挙にあっては、特例選挙期日前七日に当たる日

㈤　町村の議会の議員及び長の選挙にあっては、特例選挙期日前五日に当たる日